

徳島県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき，徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成29年6月26日

徳島県監査委員 稲田米昭
同 矢井田佳穂
同 須見一理
同 白木春仁 夫

監査結果の公表年月日	平成29年2月8日															
監査の結果			講じた措置													
<p>収入で未収となっているもの</p>	<p><西部総合県民局企画振興部 美馬庁舎 三好庁舎 > 県税及び税外収入について，市町村等関係機関と連携して，新たな収入未済の発生を防ぐとともに，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。</p> <p>県税の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="479 794 965 962"> <tr> <td>平成27年度決算額</td> <td>70,915,336円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度決算額</td> <td>99,206,013円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>28,290,677円</td> </tr> </table> <p>税外収入の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="479 1043 965 1211"> <tr> <td>平成27年度決算額</td> <td>6,589,808円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度決算額</td> <td>6,517,700円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>72,108円</td> </tr> </table>		平成27年度決算額	70,915,336円	平成26年度決算額	99,206,013円	増減額	28,290,677円	平成27年度決算額	6,589,808円	平成26年度決算額	6,517,700円	増減額	72,108円	<p>滞納となった県税については，毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき，計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。</p> <p>平成27年度の「県税」の収入未済額は，70,915,336円であり，税目別では，市町が賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の83.9%，自動車税が11.9%となっており，この2税目で県税収入未済額全体の95.8%を占める状況である。</p> <p>〔参考〕 「個人県民税」の収入未済額 59,463,260円 （対前年度比 25,811,566円） 「自動車税」の収入未済額 8,459,512円 （対前年度比 2,345,044円）</p> <p>また，「税外収入」の収入未済額は，6,589,808円であり，前年度より72,108円増加している。</p> <p>このため，個人県民税の収入確保への取組として，地方税法第48条の規定に基づき，住民税の徴収権を管内1市2町から一部引継ぎ，県が直接徴収を行っているところである。</p> <p>また，11月から12月にかけての「県下一斉徴収強化月間」では，県と市町の連名による「共同催告」を実施し，管内市町と連携して新規滞納の抑制を図った。</p> <p>自動車税については，滞納件数が多く，早期の処理が求められることから，地区別に徴収状況を把握し進行管理に努めるとともに，西部総合県民局企画振興部県税担当が一体となって，積極的な納税交渉や効果的な調査を行い，厳正な滞納整理に取り組んでいる。</p> <p>その他の税目についても，定期的に美馬庁舎と三好庁舎の合同で「滞納分析会議」を開催し，滞納整理の進捗状況と今後の滞納整理方針について協議，また，7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」と定め，差押などの積極的な滞納処分により集中的な滞納整理に取り組んだところである。</p> <p>これらの取組から平成27年度決算における収入未済額77,505,144円</p>	
平成27年度決算額	70,915,336円															
平成26年度決算額	99,206,013円															
増減額	28,290,677円															
平成27年度決算額	6,589,808円															
平成26年度決算額	6,517,700円															
増減額	72,108円															

が平成29年3月31日現在45,432,709円となり、32,072,435円減少した。
 今後も、さらなる適正、公平な税務行政の実現に向けて、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。
 また、個人県民税については、市町との連携を密にし徴収支援の充実に努めたい。

< 西部総合県民局保健福祉環境部 三好庁舎 >
 返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

平成27年度決算額	17,966,451円
平成26年度決算額	16,436,448円
増 減 額	1,530,003円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成27年度決算額	8,359,423円
平成26年度決算額	9,125,449円
増 減 額	776,026円

1 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況
 「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話による督促と家庭訪問を定期的に行い、債務者の生活状況の実態把握に努め、適切な納付指導を実施することで、収入未済額の縮減に努めている。

平成27年度収入未済額1,986,960円は、債務者1件、生活困窮世帯の収入未済額である。平成29年3月31日現在までに未済額の収納には至っていないが、定期的な家庭訪問などを通じて、世帯の状況を把握しながら早期納入を求めているところである。

また、新たな収入未済の発生防止策として、年1回の現況届提出時に、パンフレットを受給者へ配布して不正受給防止の注意喚起を促すとともに、手当の定時支払前には、町担当課に対して全受給者の受給資格を再確認するよう依頼を行うなど、町担当課との連携を強化し、返納金発生の未然防止と早期発見に努めている。

今後とも、収納にあたっては、債務者の生活状況の実態を把握し、定期的な電話及び訪問による納付指導を行うなど、収入確保に努めるとともに、受給者への定期的な状況調査により、新たな返納金発生の防止に努めたい。

2 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況
 「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき返納金が発生した時点で一括返納の可否を確認し、困難なケースについては、分割返済に応じている。

債権の回収に当たっては、保護継続中の者は計画的な返済を指導し、大部分は最低生活維持可能な範囲で納付継続されている。また、保護廃止の者の場合は債務者の大半が生活困窮者であるため返済計画が滞る場合があり、このような返済が滞っている者に対しては、マニュアルに基づき督促を行うとともに、徴収計画に基づき一定期間納付がない者を中心に、文書、電話及び訪問により粘り強く説得を重ねながら回収に努めている。

また、生活保護法改正により、法改正後に発生した返納金については、保護費との相殺が可能となったことから、新たな重点的な取組みとして、債務者の同意のもと、最低生活の維持に支障のない範囲で保護費からの回収を進めた。

このような取組の結果、平成27年度決算額で15,979,491円であった収入未済額が、平成29年3月31日現在13,589,212円となり、2,390,279円減少した。

一方、新たな収入未済の発生防止策として、生活保護全世界帯に対

し「申告義務のしおり」を配布・説明した上、収入申告確認書に署名させることで申告義務等に関する周知徹底を図るなど、不正受給防止、未収金発生の抑制等に向けた取組を強化するとともに、町担当課などの関係機関へも「申告義務のしおり」を配布の上、情報提供の依頼を行っている。

今後とも、定期的に「債権管理検討会議」を開催し、個々の債務者の状況に応じた対応策を検討するとともに、「債権回収強化期間」（11月）には、長期滞納者を中心に重点的な返済指導を行うなど、未収金の回収と新たな収入未済の発生防止に努めたい。

3 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状・滞納状況を通知するとともに、全滞納者に対して、定期的な電話又は訪問指導を行っている。

特に、長期未納者については連帯保証人に対して償還指導を実施している。

また、これらの償還業務を組織的な対応とするため、毎月1回、部内において未収金対策会議を開催するほか、償還指導の強化期間を設定するなど、計画的な償還に向けた指導及び支援を積極的に行っている。

このような取組の結果、平成27年度決算額で8,359,423円であった収入未済額が平成29年3月31日現在7,546,370円となり、813,053円減少した。

一方、未収金の新たな発生防止策として、貸付時において、借受人や連帯保証人から「所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、修学資金や技能習得資金など、貸付が長期に及ぶ資金については、住所や連絡先などに関する「状況確認書」の定期的な提出を求め、借受人や連帯保証人の状況を継続的に把握し、貸付金償還に向けた意識付けの強化を図るなど、新たな未収金の発生防止に努めている。

さらに、償還開始1か月前には、借受人及び連帯保証人へ償還開始通知を発送し償還を促すなど、未収金の発生防止に精力的に取り組んでいる。

また、未収金の縮減策として、滞納者が口座引き落としにより償還できる口座振替の利用を勧奨し、利便性に配慮することにより収納を進めているところである。

今後とも、滞納者に定期的な電話又は訪問での粘り強い指導や口座振替の利用勧奨を行うなど、計画的で利便性の高い償還を促し、収入未済額の縮減を図るとともに、新たな未収金の発生防止に向けた滞納防止策を徹底したい。

監査結果の公表年月日	平成29年3月10日		
監 査 の 結 果		講 じ た 措 置	
<p>契約事務で適切でないもの</p>	<p><城南高等学校> 一般ゴミ回収処理業務契約について、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約をしていた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の指摘を受けて、本来は競争入札により事業者を決定すべきところ、組織的確認の不徹底等により随意契約をしていた当該事案について、担当内での情報共有と、県契約事務規則等に沿った適正な事務の遂行について周知徹底を図った。</p> <p>また、研修等による会計事務に関する知識習得の促進に取り組むとともに、事務処理に関するチェックリストを用いることにより、担当者段階での要件適合の確認と、決裁時における組織的確認の強化を図った。</p> <p>今後とも、職員の事務処理能力の向上や組織的確認の徹底を図ることで、適正な事務の遂行に努めたい。</p>	